平成２６年（フ）第６１号
京都府京丹後市網野町網野798番地の２
債務者　松本　美保（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第６２号
京都府京丹後市網野町下岡1133番地
債務者　稲岡美代子
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第５２号
茨城県鹿嶋市大字宮中185番地２
債務者　関田　昌弘
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第７０号
茨城県神栖市土合西１丁目９番21号
債務者　岩瀬伊津子（旧姓斉藤）
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第２２１号
広島県福山市千田町３丁目４番５－102号
エメローズ千田
債務者　占部　　衛
1　決定年月日時　平成26年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第３１号
高知県高岡郡四万十町琴平町９番28号
債務者　芳川　弘子
1　決定年月日時　平成26年12月17日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２６年（フ）第１１５号
宮城県大崎市古川江合本町１丁目１番56号
ユートピア江合Ａ棟１号
債務者　佐々木麻美
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第１１９号
宮城県栗原市金成姉歯小沢田32番地３
債務者　高橋　尚紀
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第２６４号
青森県むつ市大字田名部字上川32番地271
工藤アパート１号
債務者　山口　照子
1　決定年月日時　平成26年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５０号
青森県弘前市大字大町２丁目14番地３　大町ハイツ107号
債務者　川端　　修
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１５７号
青森県弘前市大字外崎４丁目３番地８　ハウス優希Ｃ号
債務者　戸来　佑介
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第２０４号
神奈川県横須賀市鴨居２丁目22番３号
債務者　森本　孝幸
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第４１８号
神奈川県小田原市飯泉504番地の１　ＷＩＳＥ飯泉101号室、前住所神奈川県小田原市田島53番地５
債務者　笹島　陽介
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４５６号
神奈川県伊勢原市石田1512番地　ＤＩＡ参番館301号、前住所横浜市泉区和泉町6200番地４　コーポいずみ野Ｂ－207号
債務者　小柳　明子
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４６４号
神奈川県秦野市下大槻224番地の１　１－306
債務者　樋山トモエ
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１４０６号
名古屋市港区野跡３丁目５番７－401号　みなと荘
債務者　日比野酒店こと　日比野　武
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４０７号
名古屋市港区野跡３丁目５番７－401号　みなと荘
債務者　日比野れい子
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部